別表六の二(三)の表を次のように改める。

別表六の二（三）　試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

試験研究費の総額に係る税額控除

試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計）		1		円
平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計）		2		
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$		3		
試験研究費の額に係る税額控除割合	(3) ≧ 10％の場合	4	0.1	
	(3) ＜ 10％の場合 (3)×0.2＋$\frac{8}{100}$（小数点以下３位未満切捨て）	5		
税額控除限度額 ((1)×(4))又は((1)×(5))		6		円
調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）		7		
当期税額基準額 (7)×$\frac{20又は30}{100}$		8		
当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)		9		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「8の②」）		10		
当期税額控除額 (9)－(10)		11		

特別試験研究費に係る税額控除

特別試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計）	12		
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$－((4)又は(5))	13		
特別研究税額控除限度額 (12)×(13)	14		円
当期税額基準額残額 (8)－(9)	15		
当期税額控除可能額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「9の②」）	17		
当期税額控除額 (16)－(17)	18		

前期繰越分

差引当期税額基準額残額 (8)－(9)－(16)	19		円
連結繰越税額控除限度超過額（30の計(総額＋特別)）	20		
同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額) ((1)≦((27)、(28)又は(29))の場合は０)	21		
調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「6の②」＋「7の②」）	22		
当期繰越税額控除額 (21)－(22)	23		
法人税額の特別控除額 (11)＋(18)＋(23)	24		

繰越税額控除の計算に関する明細

前期試験研究費の額の合計額に係る前連結事業年度の	連結親法人事業年度の月数が異なる場合	試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	25	円
		当該連結親法人事業年度の月数 / 前連結親法人事業年度の月数	26	―――
		改定試験研究費の額の合計額 (25)×(26)	27	円
	上記の場合で連結親法人事業年度が連結前年度と異なる場合	改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）	28	
	上記の場合以外	試験研究費の額の合計額（前期の(1)）	29	

翌期連結繰越税額控除限度超過額の計算

連結事業年度又は事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額 30	当期控除可能額 31	翌期繰越額 (30)－(31) 32
平・・ 平・・	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」 円	円	
	特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		
平・・ 平・・	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」		外 円
	特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		外
計	総額			
	特別			
当期分	総額	(6)	(9)	外
	特別	(14)	(16)	外
合計	総額			
	特別			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）